

公共工事コスト縮減対策に関する
行 動 計 画

平成19年4月

霧 島 市

目 次

第1 基本的考え方

	ページ
1 行動計画の位置づけ	1
2 これまでの取り組み	1
3 行動計画の考え方	1～2
4 行動計画の対象	2
5 計画期間	2
6 実施スケジュール	2
7 進行管理	2
8 国及び関係機関等との連絡調整	2

第2 具体的措置

1 基本的な視点	
（1）総合的なコスト削減の必要性	3
（2）広範囲な取り組みの必要性	3
2 実施に当たっての留意点	
（1）機能・品質の確保	4
（2）不当なしわ寄せの防止	4
（3）不正行為の防止	4
3 具体的施策	
（1）工事コストの低減	4～7
（2）工事の時間的コストの低減	7～8
（3）ライフサイクルコストの低減（施設の品質の向上）	8
（4）工事における社会的コストの低減	8～9
（5）工事の効率性向上による長期的コストの低減	9
4 削減額の算定	9～10

第3 効果と活用

効果と活用	10
-------	----

資料 公共工事コスト削減に関する行動計画具体的施策一覧表

第1 公共工事コスト縮減対策に関する行動計画の基本的考え方

1 行動計画の位置づけ

平成19年度を初年度とする霧島市の「公共工事コスト縮減対策に関する行動計画」（以下「行動計画」という。）は、国県の「公共工事コスト縮減対策に関する新行動指針」を踏まえて、国土交通省や鹿児島県で策定された新行動計画の内容を参考に本市の地域性を加味して策定したものである。

なお、他省庁関係の参考資料があれば参考にする。

2 これまでの取組

社会資本は、安全で豊かな市民生活の実現や活力ある経済発展に不可欠な基盤であり、その整備手段としての公共事業は、今後とも、計画的かつ着実に進めていくことが必要である。

また、その推進に当たっては、社会経済情勢の動向や市民のニーズを的確に把握し、事業評価などにより、その必要性や妥当性を明確にした上で、重点化等を図りつつ実施することが重要である。

一方、公共工事は、「より良いものをより安く」提供するという観点から実施することが求められている。このためには、公共工事コストの一層の縮減を推進する必要がある。

このような状況の中、本市では、これまで、各主管課で計画段階において工法や材料等比較設計積算をして対応してきた。

また、国や県におけるコスト縮減の実績は、公共工事の歩掛かりに反映され、それぞれの工事に成果として活かされてきているところである。

3 行動計画の考え方

本市の財政事情を考えたとき、公共工事費が予算に占める割合は大きく、コスト縮減施策を進めていくことが重要な課題となっている。

さらに、「霧島市行政改革大綱」に基づく霧島市集中改革プランに「コスト縮減委員会を設置し、公共工事の5%程度の縮減を目指す。」と示しているのをこれを、目標値と定める。

今後、全庁的な連携の下に工事コストの低減だけでなく、ライフサイクルコストの低減等も含めた総合的なコスト縮減を図り、効率的な事業展開を図る必要がある。

これらを受けて、実情に沿った行動計画を策定し、計画から設計施工までの各段階において、コスト縮減対策を検討し、技術開発や施工における提案など民間企業の主体的な取組を含めて、公共工事のコスト縮減に取り組むこととした。

4 行動計画の対象

本行動計画は、基本的には計画、設計施工を含めたすべての工事に関するコスト縮減を対象としており、用地取得についても適切かつ計画的に推進していくこととする。

5 計画期間

本行動計画（第1期）の期間は、霧島市集中改革プランと終了期を合わせ平成22年度までとする。

6 実施スケジュール

平成19年度より、段階的な取組を行い、その効果が早期に得られるよう努力する。

7 進行管理

行動計画の実施状況については、具体的施策の着実な推進を図る観点から、霧島市公共工事コスト縮減委員会において、適切に進行管理をする。

また、具体的施策については、必要に応じて随時見直すこととする。

8 国及び関係機関等との連絡調整

本行動計画の実施に当たっては、公共事業の発注機関等で構成する公共工事コスト縮減対策推進連絡会議等におけるコスト縮減に関する情報を積極的に取り入れることとする。

第2 具体的措置

1 基本的な視点

(1) 総合的なコスト削減の必要性

行動計画においては、工事施工コストの低減のほか、工事の時間的コストの低減、施設の品質の向上によるライフサイクルコストの低減、工事における社会的コストの低減及び工事の効率性向上による長期的コストの低減を基本的な視点として、本市の地域性や自然環境への配慮等、公共工事に関する様々な要素について各種の施策を実施するものとし、これらの施策効果により公共工事に関する総合的なコスト削減を目指す。

① 工事施工コストの低減

工事の計画・設計等の見直し、工事発注の効率化、工事構成要素のコスト低減等の施策を講じることにより、工事施工コストの着実な低減を図る。

② 工事の時間的コストの低減

事業箇所の集中化、新技術を活用した工事期間の短縮等により、工事の時間的コストの低減を図る。

③ ライフサイクルコストの低減（施設の品質の向上）

施設の長寿命化、省資源・省エネルギー化や環境調和型への転換を進めるなど、施設の品質の向上を図ることにより、ライフサイクルを通じてのコスト低減や環境に関するコスト低減を図る。

④ 工事における社会的コストの低減

工事における建設副産物対策の推進や環境改善策による環境負荷の低減、工事に伴う交通渋滞緩和、工事における事故の減少等を通じて社会的なコストの低減を図る。

⑤ 工事の効率性向上による長期的コストの低減

工事に関する規制改革、工事情報の電子化の推進や新技術の採用の促進等により、工事の効率性を高めるとともに、建設業の生産性向上を促し、長期的なコストの低減を図る。

(2) 広範囲な取り組みの必要性

公共工事は、多くの要素に関係する総合的な社会的活動であることから、公共工事の実効的なコスト削減を図るためには、公共事業担当部のみならず、その他の関係部等も含め、全庁が一体となった広範囲な取り組みが必要である。

2 実施に当たっての留意点

(1) 機能・品質の確保

公共工事のコスト縮減については、社会資本が本来備えるべき供用性、利便性、公平性、安全性、耐久性、環境保全、省資源、美観、文化性等の所要の基本機能・品質を満足させた上で、総合的なコスト縮減を目指すものである。

すなわち、公共工事の価格低減を目指すことで、社会資本が本来備えるべき機能・品質を損うこととなるのでは、行動計画の趣旨に反することとなる。

(2) 不当なしわ寄せの防止

具体的な施策によるコスト縮減の裏付けなしに工事価格のみを下げることによって、下請け企業、資機材供給者、労働者等一部の関係者が、不当なしわ寄せを被ってはならない。「歩切り」のような手段は、コスト縮減の施策には含んではならない。

(3) 不正行為の防止

平成12年に、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」が成立、併せて「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」が閣議決定された。これらの中で、入札及び契約の過程並びに契約内容の公表等のほか、施工体制の点検、一括下請等建設業法違反の疑いがある場合の建設業許可行政庁への通知、入札談合情報があった場合における公正取引委員会への通知、不正行為を行った業者に対するペナルティの厳正な適用、独占禁止法等の遵守徹底のための発注者及び事業者に対する講習会の実施の各種措置を講ずることとしている。

3 具体的施策

行動計画においては、以下の5分野について30項目の施策を実施する。

コスト縮減効果については、原則として国県の手法を参考に計測するものとする。これによることが適当でない施策については、当該施策の特性に応じ、できるだけわかりやすい指標により計測するよう努める。

(1) 工事施工コストの低減

工事の計画・設計等の見直し、工事発注の効率化、工事構成要素のコスト低減、工事实施段階での合理化、規制改革等のための具体的施策を継続・充実して実施することにより、工事施工コストの低減を図る。

コスト縮減効果については、施策適用前後の比較設計や建設物価の実質変

動率により算定する。

ア 工事の計画・設計等の見直し

a 計画手法の見直し（施策番号 I ①）

工事の実施に当たって、必要以上に華美や過大のものとなっていないか、適切なサービス水準化などの観点で検討し、必要な施策を講じる。

b 技術基準等の見直し（施策番号 I ②）

技術基準等が急速な科学技術の進歩に対応できているか、また、運用が画一的なために不経済な設計となっていないか、占用等の各種許可条件について改善の余地はないかなど各部が所管する技術基準等を、継続的に点検し、必要に応じてその見直しを行う。

c 設計方法の見直し（施策番号 I ③）

コスト縮減の観点から、当該工事現場に最適の設計とするため、設計V Eの実施や設計段階におけるコスト縮減提案書の作成など、設計の初期段階において、構造形式や施工方法等を組織全体で多角的に検討する体制の定着を図る。

また、性能規定の考え方に基づく新しい設計の採用やプレキャスト製品の標準化を進める。

d 技術開発の推進（施策番号 I ④）

長期的にコスト縮減につながる技術の開発と、その現場における積極的採用と評価が一層重要になっている。

このため、民間において開発された新技術について、パイロット工事の実施、情報提供や情報交換体制の整備など、新技術を活用し、普及させるための制度を充実し、民間の開発技術の活用、普及を促進する。

e 積算の合理化（施策番号 I ⑤）

積算基準等の統一、明確化、公開、機動性の向上を更に図る。

また、建設CALS/EC等を推進し、併せて積算に必要な数量データや図面の電子化の拡大を進めるほか、共通仕様書等の電子化と公開により、より多くの関係者の提案を得て、これらを迅速かつ的確に改正できる体制を築く。

イ 工事発注の効率化等

a 公共工事の平準化（施策番号 I ⑥）

公共工事の平準化を積極的に推進するため、計画的かつ迅速な発注、適切な工期の設定等による円滑な事業の実施を図る。

b 適切な発注ロットの設定（施策番号 I ⑦）

地場産業としての建設産業育成の観点から、中小建設業者等の受注機会の確保や発注対象工事の内容にも十分配慮しながら、適切な発注ロットの設定を推進する。

c 入札・契約制度の検討（施策番号 I ⑧）

技術による競争を促し、民間の技術力を活用するため、技術提案を採用する入札・契約方式（V E方式、総合評価方式等）など新しい方式を適用する工事の検討を進める。

また、設計面でのプロポーザル方式の適用を拡大する。

d 諸手続の電子化等（施策番号 I ⑨）

調査・計画・設計・積算・施工・管理に関する工事関係文書等の標準化・電子化、電子調達システムの導入などにより、公共工事におけるCALS/E C化を進める。

ウ 工事構成要素のコスト低減

a 資材の生産・流通の合理化、効率化（施策番号 I ⑩）

建設資材における生産・流通慣行の改善や物流の効率化を推進するため、調達・流通実態調査を踏まえた情報化、規制改革等を進める。

b 資材調達の諸環境の整備（施策番号 I ⑪）

品質を確保しつつ、多様な資材調達環境を整備するため、規格・仕様の標準化、統一化や性能規定化、品質検査等の見直し等を進める。

c 優良な労働力の確保（施策番号 I ⑫）

生産技術の進歩、機械化の進展に対応し、「基幹技能者」や「多能工」の育成・支援を行う。

また、工事の平準化、高齢化対策、若年労働者確保対策、労働環境の改善等を通じ、優れた建設技能者の安定的確保を図る。

d 建設機械の有効利用（施策番号 I ⑬）

建設機械の有効利用を図るため、建設機械部品の効率的使用や情報システムの活用等を促進する。

また、建設機械の労働安全対策に関する手続等の効率化や環境対策の国際規格等との整合性確保等により、効率的な安全・環境対策の実施を図る。

エ 工事実施段階での合理化・規制改革等

a 労働安全対策（施策番号 I ⑭）

労働者の安全確保を図るとともに労働安全対策の効率化を継続的に進めることが必要であり、事業者にも効率的な安全管理の普及を図るとともに、情報提供や安全教育、資格取得等に対する支援を行う。

また、建設事故に関するデータベースを整備し、事故情報の共有化を図るとともに、事故情報を分析し安全対策に反映させる。さらに、建設機械施工の安全性の向上に取り組む。

b 交通安全対策（施策番号 I ⑮）

路上工事について、集中工事の実施の促進等により、効率的実施と渋滞時間の低減を図る。

c 環境対策（施策番号 I ⑯）

建設機械の排出ガス、騒音等の環境対策に当たり、国際規格との整合や関係省庁の施策の整合に配慮することにより、効率的な環境対策の実施を図る。

d 建設副産物対策（施策番号 I ⑰）

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律を中心とした新たな制度の適正な運用、建設副産物の発生抑制技術や再生利用技術の開発、情報交換システムの確立、活用等により、リサイクル率の向上に努めコストの低減を図る。

e 埋蔵文化財調査（施策番号 I ⑱）

公共工事の実施に伴う埋蔵文化財調査を円滑に実施するため、公共工事部課と文化財保護部課との連絡調整を行い、調査・測量技術の向上を図る。

f 消防基準、建築基準等（施策番号 I ⑲）

建築基準の性能規定化等を内容とする改正建築基準法は、平成12年6月に完全施行されたところである。公共建築工事においては、これを踏まえ、技術基準の見直し及び体系化を推進し、その普及を図る。

(2) 工事の時間的コストの低減（施策番号 II）

個々の工事の効率的な実施は、早期の便益発現や事業資金の金利負担の低減などの時間的コスト低減の効果をもたらす。

このため、工事においても、事業箇所集中化、新技術の活用による工事期間短縮などにより時間的効率性の向上を図る。

これらの施策によるコスト縮減効果については、事業箇所数や短縮時間、短縮による便益など施策の特性に応じた指標で計測する。

(3) ライフサイクルコストの低減（施設の品質の向上）

公共工事によって整備される各種の施設については、「より良いものをより安く」という観点から整備していく必要があることは言うまでもないが、それだけではなく、より耐用年数の長い施設、省資源・省エネルギー化に資する施設、環境と調和する施設等の整備を推進するなど、施設の品質の向上を図ることにより、ライフサイクルを通じてのコストの低減や環境に対する負荷の低減を図る。

a 施設の耐久性の向上（長寿命化）（施策番号Ⅲ①）

ライフサイクルを通じてのコスト低減の観点から、施設の長寿命化を図る。

b 施設の省資源・省エネルギー化（運用、維持管理費の低減） （施策番号Ⅲ②）

ライフサイクルを通じてのコスト低減の観点から、施設の省資源・省エネルギー化を図り、維持管理費を低減する。

c 環境と調和した施設への転換（施策番号Ⅲ③）

環境に係るコスト等の低減の観点から、環境と調和した施設、バリアフリー化した施設に転換する。

(4) 工事における社会的コストの低減

公共工事においては、先導的に建設副産物対策や環境対策、安全対策を実施していくことが求められている。

これらの施策の中には、直接的な工事コスト低減にはつながらないものもあるが、社会的なコスト低減の観点で重要な施策であり、今後とも引き続き積極的に対応していくことが必要である。このため、建設副産物対策の推進や環境対策による環境負荷の低減、工事中の交通渋滞緩和、工事中の事故の減少などを通して社会的なコストの低減を図る。

これらの施策によるコスト縮減効果については、リサイクル率等施策の特性に応じた指標で計測する。

a 工事におけるリサイクルの推進（施策番号Ⅳ①）

建設副産物等のリサイクルを進めることにより、資源の有効利用や環境負荷量の低減を図り、社会的コストを低減する。

b 工事における環境改善（施策番号Ⅳ②）

工事における環境改善策により環境負荷の低減を図り、社会的コストを低減する。

c 工事中の交通渋滞緩和対策（施策番号Ⅳ③）

現道上での交通渋滞を緩和するよう工事を工夫し、社会的コストを低減する。

d 工事中の安全対策（施策番号Ⅳ④）

工事において、安全性の水準を改善することにより、人的な損失を低減する。

(5) 工事の効率性向上による長期的コストの低減

民間企業の有する技術力を公共工事において積極的に活用することにより、工事の効率性が高められるとともに、建設業の生産性向上を促し、長期的なコスト低減が期待できる。

具体的には、各種の規制改革等を通じた効率性の向上、個々の工事における新技術の活用、工事情報の電子化や電子交換等の実施、建設業における情報通信技術（IT）の利用拡大、入札・契約制度の的確な運用等を通じた不良・不適格業者の排除等を通じて、長期的なコスト縮減を図る。

これらの施策の実施によるコスト縮減効果については、規制改革の実施状況、工事情報の電子化を実施した工事件数など施策の特性に応じた指標で計測する。

a 工事における規制改革（施策番号Ⅴ①）

工事に関する各種の規制改革の実施を通じて、長期的にコスト縮減を図る。

b 工事情報の電子化（施策番号Ⅴ②）

工事情報や手続きの電子化等により工事の効率化を図るとともに、建設業における情報通信技術（IT）の利用を拡大し、長期的にコスト低減を図る。

c 工事における新技術の活用（施策番号Ⅴ③）

工事における新技術の活用により、長期的にコスト縮減を図る。

4 縮減額の算定

(1) 工事施工コストの低減

コスト縮減効果については、工事費に対する縮減率で表すことにし、縮減率は、従来の標準的な工法等に対する施設適用前後の比較設計による縮減額の積み上げや建設物価の実質変動率により算定する。

(2) 工事の時間的コストの低減

コスト縮減効果については、従来工法及び手法を基準とし、工事箇所数や短縮時間、短縮による便益など施策の特性に応じた指標で計測する。(国の算定方法に準じて行う。)

(3) ライフサイクルコストの低減(施設の品質の向上)

コスト縮減効果については、従来工法及び技術・材料等を基準とし、転換率など施策の特性に応じた指標で計測する。

(4) 工事における社会的コストの低減

コスト縮減効果については、従来工法及び手法を基準とし、リサイクル率等施策の特性に応じた指標で計測する。

(5) 工事の効率性向上による長期的コストの低減

コスト縮減効果については、従来工法及び手法・技術等を基準とし、規制改革の実施状況、工事情報の電子化を実施した工事件数など施策の特性に応じた指標で計測する。

第3 効果と活用

公共工事のコスト縮減は、計画から設計施工の各段階で、技術員相互の点検あるいは上司による点検をすることとしています。お互いが経済感覚を持って点検する。あるいはより良い技術の提案をするなどの相乗効果を期待するものです。また、その成果については実施結果等調査をすることにより、縮減効果の実績把握をし、今後の設計積算に反映させるものとする。